

学校給食費の徴収について

1 検討の経緯

学校給食費は、学校給食法第11条第2項の規定に基づき、児童又は生徒に対して親権を行う者、つまり保護者が負担するものとしております。この基本的な考え方のもと、本町では、毎月の学校給食費を未納対策も含めて、保護者と学校とが協力をしたうえで現金により徴収しているのが現状であり、歴史的背景でもあります。なお、一部の学校において、私会計による口座振替を導入したものの、未納対策の充実を理由に、現金による徴収に戻した経緯もあります。

このような中、平成28年度に文部科学省が実施した「教員勤務実態調査」において、改めて、教師の厳しい勤務の実態が明らかとなり、その後、中央教育審議会にて学校における働き方改革についての審議がなされ、平成31年1月25日、当該審議会からの答申を受けた文部科学省は、同日付で、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、同年3月18日付、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」の文部科学事務次官通知を発出しました。

この通知の中で、学校給食費などの学校徴収金の徴収・管理は、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされております。またこれらを踏まえ、令和元年7月、文部科学省では、学校給食費の徴収・管理の業務を、地方公共団体の業務へと移行を促進させるための「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成したところです。

2 具体的な検討

本町では、保護者及び学校の負担が生じているものの、両者の協力により学校運営の一部が担われていることは、開かれた、そして地域の学校を促進することにもつながり、かつ、学校給食費の未納対策としての効果も生ずることから、保護者と学校との協力による徴収を継続してまいりました。

このような中、平成31年2月28日開催の予算審査特別委員会にて、児童が学校給食費という現金を持って登校する際の安全性から考え、児童手当からの徴収など、徴収方法の変更を検討してほしい旨の意見が出され、徴収方法変更に伴う課題の整理などを検討することといたしました。

令和元年7月、町内各小学校における徴収方法の確認、近隣町での徴収方法の確認、各小学校への徴収方法変更に関するヒアリングを実施し、令和2年3月末までに課題の整理を行うこととしておりました。

しかしながら、令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業などにより、徴収方法変更の課題の整理ができない状況となっております。

今般、学校給食費の徴収方法変更に関する検討を再開し、徴収方法変更に向けた具体的な検討内容を示すものです。

3 課題

徴収方法を、現在の現金による徴収から公私は別として口座振替に変更することによって、登校時の児童の安全性の確保、保護者及び教師の負担軽減は図られますが、一方で、未納対策や口座振替手続き事務などの発生に伴い、地方公共団体の職員の業務量の増加、システム整備費、システム運用費などの経費の増加が見込まれます。

- (1) 徴収対策室及びこども支援課との連携
- (2) 未納に対する訴訟手続きの整理
- (3) 導入する業務システムの決定
- (4) システム導入費及びシステム運用経費の確保
- (5) 徴収方法変更に対する保護者の理解
- (6) 私会計、公会計の整理
- (7) 公会計となる場合の食材調達方法の整理及び納入業者の理解
- (8) 児童の転出入に伴う学校給食費の精算方法等の整理
- (9) 不定期に喫食する者の学校給食費の金額の整理
- (10) 現徴収方法から新たな徴収方法への円滑な移行
- (11) 条例及び規則の制定等
- (12) 教育委員会事務局における体制整備

4 基本的な考え方

学校給食費の徴収方法を変更する目的は、児童の安全性の確保、近年生活様式が変化している保護者の負担軽減及び教師の働き方改革の推進です。

給食費の徴収方法を円滑に移行し、徴収率を維持するためには、保護者にしただけでなく手続きについて周知し、未納対策を徹底したうえで行なう必要があります。

学校給食の申込とともに未納対策に伴う児童手当充当申出書の提出、口座振替依頼書の提出、振替不能通知（兼納付書）、督促状及び催告状の発布、未納者に対する支払督促・財産差押執行などを行いたいと考えています。

5 業務システムの検討

学校給食費の徴収・管理業務システムは多様にわたるものの、既にシステムを導入している小田原市や南足柄市から資料提供をしていただき、本町の基幹システムを納入している事業者を含め4社の徴収・管理業務システムについて、比較、検討をいたします。

6 課題の整理

3課題にて掲げている徴収方法変更に向けた課題について、次のとおりとしたいと考えております。

- (1) 公会計による口座振替の場合、システム導入時を含めて、口座情報は学校給食所管課にて入力し、金融機関への請求、消込、振替不能通知などは徴収担当課にお願いします。また、督促状も徴収担当課にお願いします。
未納者に対する児童手当からの納付は、システム導入時及び口座振替新規申込時に、学校給食所管課にて保護者から承諾書を得る。また、児童手当からの納付は、口座不能通知に伴う納付がない者に対して、その都度、学校給食所管課が当該手当担当課に依頼する。
- (2) 口座振替不能、納付書による納付不履行、児童手当からの充当不能などで、3月分を未納している者に対しては、学校給食所管課にて支払督促を行う。その後、手続きを得た後、預金等の差押えを執行する。
- (3) 導入する業務システムの決定は、学校、教育委員会、総合教育会議などの協議や審議を得て決定する。
- (4) 学校給食費の口座振替制度は、私会計によるもの、公会計によるものがありますが、教員の働き方改革の推進から考え、地方公共団体の負担は増えるものの公会計制度といたします。

7 今後の予定（案）

令和4年度中からの口座振替制度開始を目指したいと考えています。